

<月次報告様式>

令和6年度 公文書開示（9月）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課 等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 9. 5	R6. 9. 11	○（葛飾区〇―〇―〇）に係る指定可燃物貯蔵取扱所設置（変更）届出書一式（平成19年2月26日第34号本田消防署予防課受付）	7	●														予防部 危険物課
2	R6. 9. 6	R6. 9. 11	○（東京都練馬区〇丁目〇番〇号）における少量危険物貯蔵取扱い届出書（平成17年2月28日第1号練馬消防署貫井出張所受付）に係る次の書類 (1) 少量危険物貯蔵取扱い届出書 (2) 危険物の数量が分かる資料 (3) 現況図 (4) 平面図・断面図 (5) 配置図	6	●														予防部 危険物課
3	R6. 9. 11	R6. 9. 13	○（大田区〇―〇―〇）に係る指定可燃物貯蔵取扱所変更届出書の鑑（令和5年7月3日第2号田園調布消防署久が原出張所受付）	1	●														予防部 危険物課
4	R6. 8. 29	R6. 9. 10	矢口消防署矢口救急隊の救急出場（令和6年5月〇日〇時〇分覚知）に関する、様式第35号小隊活動記録票	3		●				●								（7条2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	救急部 救急管理課
5	R6. 9. 6	R6. 9. 18	本田消防署本田第1救急隊の救急出場（令和5年7月〇日〇時〇分覚知）に関する、様式第35号小隊活動記録票	1		●				●								（7条2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	救急部 救急管理課
6	R6. 8. 29	R6. 9. 6	令和5年12月〇日〇時〇分覚知、東京都千代田〇丁目〇番のPA連携に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成21年3月26日20警警第886号警防部長依命通達）別記様式第47号PA連携活動報告	1		●				●								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。	警防部 警防課
7	R6. 8. 29	R6. 9. 9	令和6年5月〇日〇時〇分覚知の大田区〇丁目〇番〇号〇において発生した救助活動に係る次の公文書 (1) 消防活動総括表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号及び36号） (2) 消防活動報告（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第37号）（矢口指揮隊、西蒲田第2小隊） (3) 指揮活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第38号）（矢口指揮隊） (4) 小隊活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第39号）（西蒲田第2小隊）	6		●				●								（7条2号）この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、かつ公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。	警防部 救助課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

73	R6.9.3	R6.9.18	○（町田市○－○－○）○（飲食店屋号：○）に係る 防火対象物使用（変更）開始届出書その1（平成19年5月8日19町予第14号）一式	15	●					●	●										公にすることにより、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例（第7条第2号に該当する。また、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。	予防部 予防課
74	R6.9.9	R6.9.18	○（中央区○－○－○）の1、2階テナント（○）に係る 防火対象物使用開始届出書に添付された平面図					●													開示請求のあった対象公文書については、京橋消防署において届出されていないため存在しない。	予防部 予防課
75	R6.9.9	R6.9.18	○（中央区○－○－○）に係る 1 直近の防火対象物使用開始届出書のかみ及び検査結果書 2 直近の消防用設備等設置届出書のかみ及び検査結果書					●													開示請求のあった対象公文書については、日本橋消防署において届出されていないため存在しない。	予防部 予防課
76	R6.9.9	R6.9.18	○（西東京市○－○－○）に係る 自動火災報知設備の消防用設備等着工届出書（昭和58年9月17日武蔵野消防署予防課第225号）に添付された平面図及び系統図が記載された公文書	2	●																	予防部 予防課
77	R6.9.6	R6.9.20	○（渋谷区○－○－○）に係る 1 自動火災報知設備の消防用設備等着工届出書（昭和58年6月24日渋谷消防署予防課第578号）に添付された系統図及び各階平面図が記載された公文書 2 自動火災報知設備の消防用設備等設置届出書（昭和58年7月6日渋谷消防署予防課第813号）の鑑	13	●	●															特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。	予防部 予防課
78	R6.9.10	R6.9.20	○（墨田区○－○－○）に係る 1 防火対象物使用開始届出（平成18年7月25日18向予（使）第28号）の検査結果書 2 消火器の消防用設備等設置届（平成18年7月25日18向予（設）第64号）の検査結果書 3 自動火災報知設備の消防用設備等設置届（平成18年7月18日18向予（設）第62号）の検査結果書 4 連結送水管の消防用設備等設置届（平成18年7月27日18向予（設）第66号）の検査結果書 5 誘導灯の消防用設備等設置届（平成18年7月18日18向予（設）第61号）の検査結果書	5	●																	予防部 予防課
79	R6.9.10	R6.9.20	○（西東京市○－○－○）に係る 消防機関へ通報する火災報知設備の工事整備対象設備等着工届出書（平成25年4月24日25西東保（着）第3号）に添付された防火対象物の概要表、自動火災報知設備系統図、内部仕上表及び自動火災報知設備平面図が記載された公文書	6	●																	予防部 予防課
80	R6.9.11	R6.9.20	○（練馬区○－○－○）に係る 消防用設備等着工届出書（平成2年6月27日練馬消防署予防課第1096号）に添付された系統図	4	●	●					●	●									特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。また、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	予防部 予防課

[illegible]

[illegible]